

社会福祉法人青森県共同募金会常勤役員の給与に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人青森県共同募金会（以下「県共募」という。）の常勤役員の給与に関し定めるものとする。

(給与)

第2条 常勤の役員には、報酬、通勤手当、寒冷地手当及び期末手当を支給する。

2 報酬は、月額とし、当該月額は別表1のとおりとする。

3 通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の支給に関しては、本会職員給与規程を準用する。ただし、期末手当の加算割合は、別表2のとおりとする。

(給与の支給方法等)

第3条 給与の支給方法、その他については、本会職員給与規程を準用する。

(退職手当)

第4条 常勤の役員が退職したときは、退職手当金を支給する。

2 退職手当金の支給については、本会職員給与規程を準用する。

(実施規定)

第5条 この規程に定めるもののほか、常勤の役員の給与の支給に関して必要な事項は、理事会・評議員会の承認を得たうえ、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表 1

役員報酬月額

常務理事	261,000円
------	----------

別表 2

期末手当

加算割合	100分の20
------	---------

(参考)

社会福祉法人青森県共同募金会常勤役員の給与
に関する規程改正経過

施行年月日 (適用年月日)	改正内容の要旨	関係条文(現行)	備考
平成 14・4・1	青森県共同募金会常勤役員の給与に 関する規程の施行		14・3・26評議 員会で制定
24・4・1	役員報酬月額の改正 (290,000円→ 261,000円)	別表 1	24・3・28評議 員会